

○ 農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について  
 (平成26年4月1日付け25農振第2313号) 一部改正 新旧対照表 (案の1)

改正後	現行
<p>農業農村整備事業等と固定価格買取制度との調整について</p> <p>補助事業等（農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金その他の第2の1及び2に掲げる通知に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、補助事業等の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、管内の都府県知事に対しては、貴職より通知願いたい。</p>	<p>農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について</p> <p>補助事業等（農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金その他の第2の1及び2に掲げる通知に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、補助事業等の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、管内の都府県知事に対しては、貴職より通知願いたい。</p>
<p>第1 調整の方法</p> <p>土地改良区等は、第3により算定する納付額を協議会（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年〇月〇日付け28農振第〇号）第2の1に基づき都道府県ごとに設置された協議会をいう。以下同じ。）に設ける会計に納付し、協議会は、当該納付金を第6に定める用途に活用するものとする。</p>	<p>第1 調整の方法</p> <p>土地改良区等は、第3により算定する納付額を協議会（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成24年4月20日付け23農振第2885号）第2の1に基づき都道府県ごとに設置された協議会をいう。以下同じ。）に設ける会計に納付し、協議会は、当該納付金を第6に定める用途に活用するものとする。</p>
<p>第2 対象地区</p> <p>1. 以下の国営事業により整備された小水力等発電施設について、当該施設に係る管理協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う地区</p> <p>(1)～(13)【略】</p> <p>2. 以下の農業農村整備事業等の要綱・要領の規定により、固定価格買取制度との調整を行う地区</p> <p>(1)～(9)【略】</p> <p>(10) <u>高収益作物導入促進基盤整備事業実施要領（平成29年4月1日付け28農振第2159号農林水産省農村振興局長通知）第8</u></p>	<p>第2 対象地区</p> <p>1. 以下の国営事業により整備された小水力等発電施設について、当該施設に係る管理協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う地区</p> <p>(1)～(13)【略】</p> <p>2. 以下の農業農村整備事業等の要綱・要領の規定により、固定価格買取制度との調整を行う地区</p> <p>(1)～(9)【略】</p> <p><b>【新設】</b></p>
<p>第3～第10 【略】</p>	<p>第3～第10 【略】</p>

(別記様式1号)【略】

別記様式1 (別紙)【略】

(別紙1)【略】

(別記様式1号)【略】

別記様式1 (別紙)【略】

(別紙1)【略】